

玉村町水防センター条例

(設置)

第1条 水害その他の災害に備え、防災に関する物資及び資材の備蓄を行い、災害の発生に即応した体制の強化を図るとともに、災害時における災害応急対策及び災害復旧の拠点とするため、玉村町水防センター（以下「水防センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 水防センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 玉村町水防センター
- (2) 位置 玉村町大字川井238番地1

(事業)

第3条 水防センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 災害時における情報収集
- (2) 災害時における災害応急対策及び災害復旧
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄
- (4) 水害その他の災害に関する資料の展示及び啓発
- (5) 第5条各号に掲げる団体が行う防災活動に対する施設の提供
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事業

(使用許可)

第4条 水防センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 町長は、水防センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

(使用できる者の範囲)

第5条 施設を使用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災活動に従事し、又は防災活動を支援している団体
- (2) 行政区又は自主防災組織等の地区の防災に関する活動を行う団体
- (3) 前2号に掲げる団体に類するものとして町長が認める団体

(使用許可の制限)

第6条 町長は、水防センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、水防センターの使用許可をしない。

- (1) 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的として利用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が使用を許可することが適当ではないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、水防センターの使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 緊急に水防活動に使用する必要があるとき。
- (2) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用者が使用許可の目的又は条件に違反したとき。
- (4) 使用者が使用許可後において、前条各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由があると認められるとき。

(原状回復)

第8条 使用者は、水防センターの使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、町長に引き渡さなければならない。

(賠償責任)

第9条 使用者は、水防センターの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、水防センターの管理運営に関し必要事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する